



祖母が、新しくできた仮設店舗に通い、高額な羽毛布団を購入しました。次々と商品を購入させられないか心配です…。

相

談

高齢の祖母が、郊外に新しくできた仮設店舗に友人と通っています。ふだんはお得な日用品などを買っていますが、先日、高額な羽毛布団を購入したようです。今後次々と商品を購入させられないか心配です…。(30代 女性)

回

答

高齢者が仮設店舗等で安価な日用品や食料品を購入したり、無料でもらったりするうちに、雰囲気による、高額な商品を購入させられたという相談が寄せられています。

これは「催眠術」と言われ、業者が安売りや宣伝を名目に人を集め、日用品などを無料で配るなどして、雰囲気を盛り上げ、最終的には高額な商品を購入させる手口です。

・契約してしまっても、購入したときの状況によっては、クーリング・オフ(*)ができる場合があります。

・「無料・安い」といったセールストークには落とし穴がありますので、十分気をつけてください。

・高齢者や判断力が不十分な方を悪質な勧誘から守るためには、家族や民生委員など周りの方々の日頃からの見守りが大切です。

※特定の取引について、契約書面を受取った日から一定期間は消費者から無条件で解約できる制度



万一トラブルにあったら、一人で悩まないで、早めに市町村相談窓口、県消費生活センターにご相談ください。
(消費者ホットライン 局番なし「188(いやや)」)

注意喚起!

衣類や布団などの可燃物の接触に注意!

～暖房器具による火災を防ぐ～

寒くなり、暖房器具の使用機会が多くなりました。使用機会の増加とともに暖房器具での火災事故が増え始め、1月に最も多く発生しています。また毎年、火災を伴う死亡事故が発生しています。

火を熱源としない電気ストーブなどの暖房器具でも、可燃物が接触すると過熱され火災に至るおそれがあります。周囲に可燃物を置かない、近くで衣類を乾かさない、就寝時やその場を離れる時は、電源スイッチを切り、電源プラグを抜くなど、正しい使用方法を確認し、事故を未然に防ぎましょう。

■事故事例

- 可燃物の近くで電気ストーブを使用していたため、離れた際に可燃物が接触して着火した。
- 石油ファンヒーター使用中、温風吹出口周辺に置かれていた可燃物に着火した。
- カセットボンベ式ガスストーブ使用中、点火したまま部屋を離れた際に可燃物が接触して、火災が発生し、カセットボンベが過熱され破裂した。

■事故を防ぐポイント

- 暖房器具の周囲に可燃などを置かない。特に、近くで衣類などを乾かさない。
- 就寝する前に必ず消し、完全に消えたことを確認する。
- その場を離れる時や外出時などには消す。

また、新型コロナウイルス感染症予防のため、消毒用アルコールを使用する機会が多くなると考えられます。石油ストーブなどの火気を伴う暖房器具の近くで使用したり、手指の消毒直後に近づけたりしないでください。アルコールは揮発性が高く、引火するおそれがあります。

詳しくは、独立行政法人製品評価技術基盤機構(NITE)のホームページをご覧ください。

<https://www.nite.go.jp/data/000116543.pdf>



特殊詐欺にご注意！ ～県内3年ぶりに被害総額1億円超！～

警察本部生活安全企画課 犯罪抑止対策室

県内の昨年の特殊詐欺被害は3年ぶりに増加に転じ、被害総額も1億円を超えました。特に、次のような手口による高額被害が相次いでいます。

◆名義貸しトラブル解決名目等の架空料金請求詐欺

不動産会社等を騙る者から「介護施設の入居権利を譲ってほしい」「名義だけ貸してほしい」などの電話があり、これを承諾すると、後日、弁護士等を騙る者から「名義貸しは犯罪」「このままでは逮捕され裁判になる」「解決するため費用が必要」などとして多額の金銭を要求され、指示されるがまま「宅配便」で現金を送付する。

◆警察官等を騙るキャッシュカード詐欺盗

警察官等を騙る者から「あなたの口座から不正に現金が引き出されている」「キャッシュカードを封印する必要がある」「暗証番号を教えて」との電話があり、しばらくして自宅に来た警察官等を騙る者から「カードを封筒に入れて封印するので、印鑑が必要」などと言われ、印鑑を準備している際に別のカードにすり替えて盗まれる。

被害防止のため、まずは電話対策から始めましょう。

また、不審な電話があれば、すぐに家族や警察、消費相談窓口にご相談しましょう！

不審な場合は家族や警察に相談しましょう！ 警察相談専用電話 **#9110**

消費者問題に関する2020年の10大項目

国民生活センターでは、毎年、消費者問題として社会的注目を集めたものや消費生活相談が多く寄せられたものなどから、その年の「消費者問題に関する10大項目」を選定し、公表しています。

2020年は、新型コロナウイルス感染症の流行により、社会や暮らしが大きく変化しました。消費生活でも「便乗した悪質商法」が見られたほか、「インターネット通販」や「定期購入トラブル」など、オンライン取引に関連した相談が目立つ年になりました。

- ◆新型コロナウイルス感染症が流行 消費生活にも大きく影響
- ◆キャッシュレス決済 利用進むも不正使用相次ぐ
- ◆販売を伴う預託等取引契約は原則禁止 消費者庁検討委員会が意見を提示
- ◆デジタル・プラットフォーム等に関する消費者取引の環境整備を検討
- ◆年齢問わず発生 無くならない身の回りの事故
- ◆子ども、高齢者を問わずオンライン関連の相談増加
- ◆「お試し」定期購入のトラブルが過去最高
- ◆改正民法施行 消費生活にも密接に関連
- ◆特定適格消費者団体による被害回復訴訟で初めての判決が確定
- ◆国民生活センター創立から半世紀を迎える

詳しくは、独立行政法人国民生活センターホームページ (<http://www.kokusen.go.jp/>) をご覧ください。

富山県消費生活推進リーダー募集のお知らせ

富山県では、消費者被害の未然防止、早期救済等を図るため、「消費生活出前講座」等の講師として啓発活動を行っていただく富山県消費生活推進リーダーを募集します。

1 応募資格

富山県内在住者で、消費生活関連の次の資格のいずれかを有する方又は同等の専門知識を有すると認められる方。(常勤の公務員、富山県くらしのアドバイザーは除きます。)

消費生活相談員、消費生活専門相談員、消費生活アドバイザー、消費生活コンサルタント

2 募集人員 若干名

3 委嘱期間 令和3年4月1日～令和5年3月31日(2年間)

4 募集期間 令和3年1月8日(金)～2月9日(火)

5 応募方法

所定の申込書に必要事項を記載のうえ、応募動機についての作文(800字程度)を添えて、郵送、持参、E-mailにより消費生活センターに提出してください。(申込書は県消費生活センターのホームページからダウンロードできます。)

6 選考方法 書類及び面接により選考します。

7 問合せ先 富山県消費生活センター TEL 076-432-2949 詳細は県消費生活センターのホームページをご覧ください。 <http://www.pref.toyama.jp/branches/1731/1731.htm>

「富山県くらしのアドバイザー」募集のお知らせ

富山県では、消費者問題に関心をお持ちの方々を「富山県くらしのアドバイザー」として委嘱し、各地域で消費生活知識の普及啓発活動等を行っていただいております。

このたび、令和3年4月から活動していただける方を公募します。消費者問題に関心をお持ちで、消費生活に関する知識の普及啓発活動等に熱意のある方のご応募をお待ちしています。

1 応募資格 年齢満20歳以上で富山県内にお住まいの方。ただし、常勤の公務員、富山県消費生活推進リーダーは除きます。

2 応募方法 所定の申込書に必要事項を記載の上、県庁県民生活課消費生活班まで郵送、持参、FAXでお申し込みください。

3 活動内容 ・消費生活知識の普及啓発活動 ・不当表示や過大景品の監視 ・地域住民からの相談受付 等(謝礼あり)

4 募集期間 令和3年1月18日(月)～2月8日(月)

5 募集人員 40名程度

6 選考方法 居住地域、その他申込書記載事項を考慮して選考します。

7 任期 令和3年4月1日～令和5年3月31日(2年間)

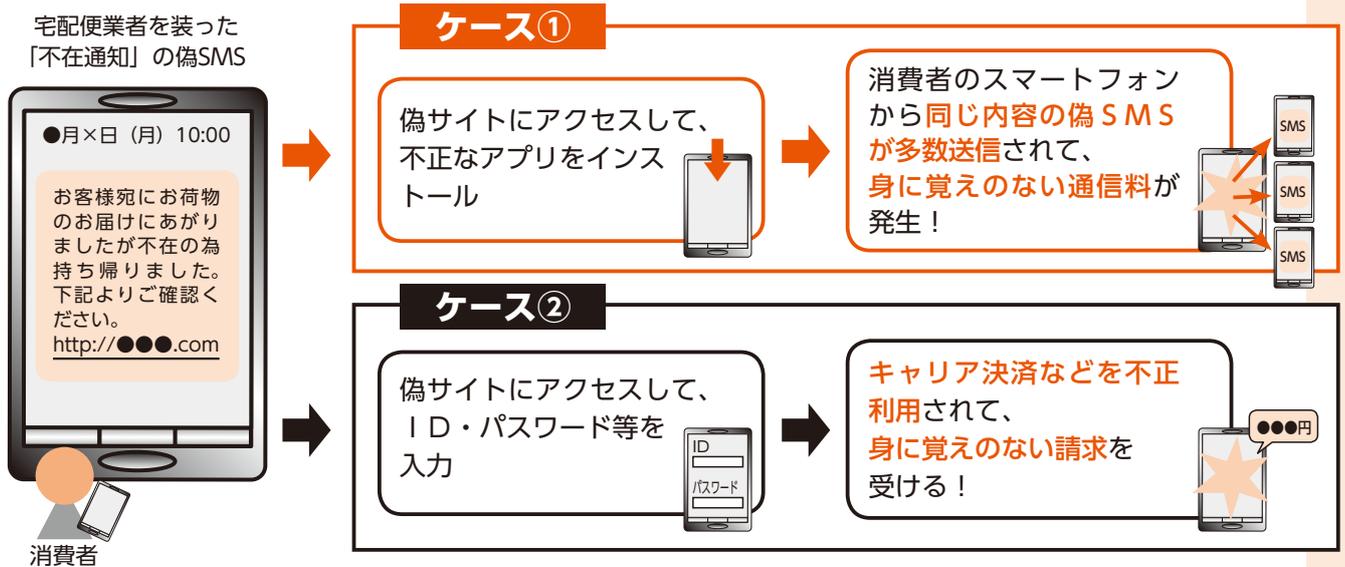
※お申込み・お問合せ先

富山県生活環境文化部県民生活課消費生活班 TEL:076-444-3129 FAX:076-444-3477
詳細は県民生活課のホームページをご覧ください。http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1711/index.html

宅配便業者を装った「不在通知」の偽SMSに注意しましょう

～URLにはアクセスしない、ID・パスワードを入力しない！～

宅配便業者を装った「不在通知」の偽SMSに関する相談が寄せられています。消費者に送られてくるSMS（ショートメッセージサービス）には偽サイトに誘導するためのURLが記載されており、相談事例では、偽サイトにアクセスして不正なアプリをインストールした結果、同じ内容のSMSが自身のスマートフォンから自動的に多数の宛先に送信されてしまい、身に覚えのない通信料を請求されるケースがみられます。また、アクセスした偽サイトで入力したID・パスワード、暗証番号、認証コード等が携帯電話会社のキャリア決済などで不正利用されて、身に覚えのない請求を受けるケースもみられます。



トラブルに遭わないために・・・

- (1) SMSやメールで「不在通知」が届いても、記載されているURLには安易にアクセスしないようにしましょう。
- (2) URLにアクセスした場合でも、提供元不明のアプリをインストールしたり、ID・パスワード等を入力したりしないようにしましょう。

消費生活に関するご相談は、市町村相談窓口、県消費生活センターへ

富山市消費生活センター（CiCビル内）
☎076-443-2047

高岡市消費生活センター ☎0766-20-1522

魚津市 市民課 ☎0765-23-1003

氷見市 市民課 ☎0766-74-8010

滑川市 生活環境課 ☎076-475-2111（内334）

黒部市消費生活センター ☎0765-54-3198

砺波市消費生活センター ☎0763-33-1153

小矢部市 生活環境課 ☎0766-67-1760（内752）

南砺市消費生活センター ☎0763-23-2035

射水市消費生活センター ☎0766-52-7974

舟橋村 総務課 ☎076-464-1121（内49）

上市町 町民課 ☎076-472-1111（内103）

立山町 住民課 ☎076-462-9915

入善町 住民環境課 ☎0765-72-1824

朝日町 住民・子ども課 ☎0765-83-1100（内134）

朝日町 社会福祉協議会 ☎0765-83-0576

◆富山県消費生活センター
富山市湊入船町6番7号（富山県民共生センター内）
消費生活相談 ☎076-432-9233
消費者金融・多重債務相談 ☎076-433-3252
FAX076-431-2631
URL <http://www.pref.toyama.jp/branches/1731/1731.htm>
【開所時間】
午前8時30分～午後5時（土・日曜、祝日、年末年始を除く）
毎週火曜日は午前8時30分～午後7時（休日、年末年始を除く）

◆富山県消費生活センター 高岡支所
高岡市御旅屋町101（御旅屋セリオ5階）
消費生活相談、消費者金融・多重債務相談
☎0766-25-2777 FAX0766-25-2890
【開所時間】
午前8時30分～午後5時（土・日曜、祝日、年末年始を除く）

◆富山県消費者協会（富山県民共生センター内）
※土曜日・日曜日に消費生活に関する相談を受けています。
☎076-432-5690 午前9時～午後4時

『しまった！』『困った！』『どうしよう！』そんな時は、まず相談

消費者ホットライン188（いやや！）

※最寄りの市町村の消費生活センターや消費生活相談窓口をご案内します。
（・相談できる時間帯は、お住まいの地域の相談窓口により異なります。）
（・電話の際は、お住まいの郵便番号をお手元においておくと便利です。）



消費者庁 消費者ホットライン188
イメージキャラクター イヤヤン